

第39号議案

「第65回関東中学校保健体育研究協議会 東京大会」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

令和2年5月13日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 加藤 裕一



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和2年3月16日

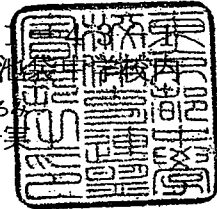
文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 東京都中学校体育連盟

住所 (所在地) 〒170-0011 豊島区池袋本町1-1  
豊島区立池袋中学校

代表者名 (ふりがな) ひらもと ひろみ  
平本 浩美

代表者連絡先 TEL 03(5958)0815  
(事務担当者) FAX 03(5958)0816  
Eメール tocyuu@helen.ocn.ne.jp  
(事務担当者 佐藤 俊治)



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用し、申請します。

記

事業名	第65回関東中学校保健体育研究協議会 東京大会		
実施期間	令和2年10月16日(金) から 年 月 日( ) まで (1日間)		
実施場所	東京ガーデンパレス (文京区湯島1-7-5)		
事業内容	目的※	生徒が自ら学び、自ら考える力など「生きる力」の育成や、中学校における今日的課題の解決に向けて研究協議し、中学校保健体育指導者の資質向上を図るとともに、中学校保健体育の充実・発展・スポーツ教育の発展に資する。	
	内容	全体会・特別講演・分科会 (研究協議会)	
	対象者	東京都・神奈川県・千葉県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・山梨県内の中学校保健体育科教員 (参加予定人員 450人)	
	参加費	5000円	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	主催 関東中学校体育連盟 後援 (公財)日本中学校体育連盟 東京都公立中学校保健体育科研究会 (申請中)	共催 東京都教育委員会 (申請中) 東京都中学校長会 (公財)日本教育公務員弘済会東京支部 (申請中)	
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

# 令和2年度 第65回 関東中学校保健体育研究協議会 東京大会要項 (案)

I 期 日 令和2年10月16日 (金)

II 会 場 【全体会】東京ガーデンパレス 2F受付 高千穂

所在地：東京都文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス

TEL03-3813-6211(代表)

【特別講演】東京ガーデンパレス 2F 高千穂

【分科会】東京ガーデンパレス 6分科会

III 主 催 関東中学校体育連盟 東京都教育委員会

(申請予定)

IV 主 管 東京都中学校体育連盟

関東中学校保健体育研究協議会東京大会実行委員会

V 後 援 (申請予定) (公財) 日本中学校体育連盟 東京都中学校長会

(公財) 日本教育公務員弘済会東京支部

東京都公立中学校保健体育科研究会

VI 日 程(予定)

9:30 10:00 10:45 11:00 12:30 13:30 14:50 15:00 16:20 16:30

・ 受 付	全大会 ・ 全体会	・ 休 憩	・ 特 別 講 演	・ 昼 食	・ 打 合 わ せ	司会者 助言者 記録者 提案者	・ 分 科 会	・ 休 憩	・ 分 科 会	・ 閉 会 行 事
会 場：東京ガーデンパレス										

# 1 趣 旨

生徒が自ら学び、自ら考える力など「生きる力」の育成や、中学校における今日的課題の解決に向けて研究協議し、中学校保健体育指導者の資質向上を図るとともに、中学校保健体育の充実・発展・スポーツ教育の発展に資する。

# 2 研究主題

『主体的・対話的な深い学びを通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力・態度の育成』

# 3 研究内容

- (1) 体・徳・知の調和を重視した学習指導の工夫・改善・充実に資するための研究
  - ① 指導内容の系統化を考慮した学習指導の在り方
  - ② 基礎的・基本的な知識・技能の習得のための学習指導の在り方
  - ③ 思考力・判断力・表現力等の育成を目指した学習指導の在り方
  - ④ 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康に関する指導の在り方
  - ⑤ 活動意欲の向上や運動習慣の確立へ向けた学習指導の在り方
  - ⑥ 指導と評価の一体化を図った学習指導の工夫・改善
  - ⑦ 健康の保持増進、体力の向上を目指した学習指導の在り方
- (2) 小・中・高等学校を通じて学校段階の接続及び発達段階に応じた指導内容の研究
- (3) 指導と評価の一体化を図った学習指導の工夫・改善
- (4) 都県中体連の組織運営に関する課題の検討と改善・充実に資するための研究

# 4 研究方法

- (1) 各都県は、研究主題・研究内容に基づき実践研究を行い、指定された分科会に資料を提出する。
- (2) 開催都県は、提出された各資料を研究紀要にまとめる。
- (3) 分科会ごとに研究主題に基づき研究発表・研究協議し、研究を深める。
- (4) 開催都県は、各分科会で協議された内容について報告書を作成し、今後の研究資料とする。
- (5) 開催都県は、研究主題に基づき公開授業または特別講演会を行う。

# 5 分科会と研究内容

分科会	研究項目	主たる研究内容
第1分科会	総則の体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校全体で取り組む体育・健康に関する指導</li> <li>○ 学校の実態に基づく体力向上策</li> <li>○ 生涯体育・スポーツの基礎づくり</li> </ul>
第2分科会	基礎・基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確実に基礎・基本を身に付けるための工夫・改善</li> <li>○ 学年や発達段階に応じた指導の工夫・改善</li> <li>○ 体づくりの必要性とねらいを明確にした体づくり運動の実践と工夫・改善</li> </ul>
第3分科会	指導法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思考力・判断力を育む学習指導の工夫・改善</li> <li>○ 運動の特性に応じた学習指導の工夫・改善</li> <li>○ 学習資料、指導形態、場の工夫・改善</li> </ul>
第4分科会	保健・体育理論	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 思考力・判断力を育む学習指導の工夫・改善</li> <li>○ 生涯にわたって健康な生活を送る資質や能力を培う学習指導の工夫・改善</li> </ul>
第5分科会	評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導に生かす評価の工夫・改善</li> <li>○ 客観的で信頼できる評価の工夫・改善</li> <li>○ 学習内容の体系化に配慮した評価規準とその活用</li> </ul>
第6分科会	運動部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 望ましい運動部活動の在り方・運営上の諸課題と改善策</li> <li>○ 運動部活動を通しての「生きる力」の育成</li> <li>○ 運動部活動における健康・安全管理</li> </ul>

## 6 分科会の構成と提案都県

分科会	研究項目	東京	神奈川	千葉	栃木	群馬	茨城	埼玉	山梨
第1分科会	総則の体育	司会・記録	視 察	○			○		
第2分科会	基礎・基本	司会・記録	↑		○			○	
第3分科会	指 導 法	司会・記録				○			○
第4分科会	保健・体育理論	司会・記録				○			○
第5分科会	評 価	司会・記録	↓		○			○	
第6分科会	運動部活動	司会・記録	ホ ー ト	○			○		

※ 大会開催都県は講演会か公開授業を企画する。開催都県の1年前は運営のサポート役を努めるため研究発表はなしとする。提案研究項目は、1年ごとに都県を左に一つずつ移動して、ローテーションする。

## 7 特別講演

- (1) 講 師 日本コアコンディショニング協会会長 岩崎 由純 氏 (予約済)  
 (2) 演 題 『選手の「やる気」を引き出す言葉」ペップトーク』  
 (3) 会 場 2F 高千穂400名～410名

8 参加人数 各都県から各分科会に7～8名程度とする。※会場の鶴は60名とする。

## 9 費 用

- (1) 会 費 (資料代) 5000円 未定  
 (2) 昼食代 未定  
 (3) 宿泊代 (1泊朝食別料金) 未定

## 10 参加申込

- (1) 締切日 令和2年9月2日 (水)

### (2) 申込方法

- ① 参加申込書は、東京都中学校体育連盟事務局宛にEメールで送付する。

東京都中学校体育連盟事務局 担当：佐藤 俊治  
 〒170-0011 東京都豊島区池袋本町1-43-1 東京都豊島区立池袋中学校内  
 TEL：03-5958-0815 FAX：03-5958-0816  
 Eメール：tocyuu@helen.ocn.ne.jp

- ② 宿泊が必要な参加者については、個人で申込みをお願いする。

宿泊ホテルへの個人申込みをお願いする理由

- ・大会会場周辺に多数宿泊ホテルがあることで宿泊者のニーズに合わせた宿泊先を選択できること。
- ・大会会場が公共交通の利便性の高いエリアにあり、宿泊希望者が少数であることが想定できる。旅行会社の利益が望めないため、高いサービスが望めないこと。
- ・台風の発生により計画運休が発生した時に、キャンセル業務を個人で行うことができること。

(3) その他

- ① 各都県中体連の一括申込とし、個人の申込は不可とする。(表彰者含む)
- ② 会費(資料代)は、申込後、参加の有無にかかわらず返金しない。
- ③ 宿泊取り消しは、申込み個人の責任でお願いします。
- ④ 駐車場は、限度がありますので出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

11 提案資料の提出

- (1) 原稿締切日 令和2年9月2日(水)
- (2) 提案資料 各都県中体連が一括して提出する。
- (3) 資料の様式 令和2年6月末日までに、各都県中体連事務局に送付する。
- (4) 提出先 東京都中学校体育連盟事務局 担当：佐藤 俊治

12 関東中学校体育連盟理事会

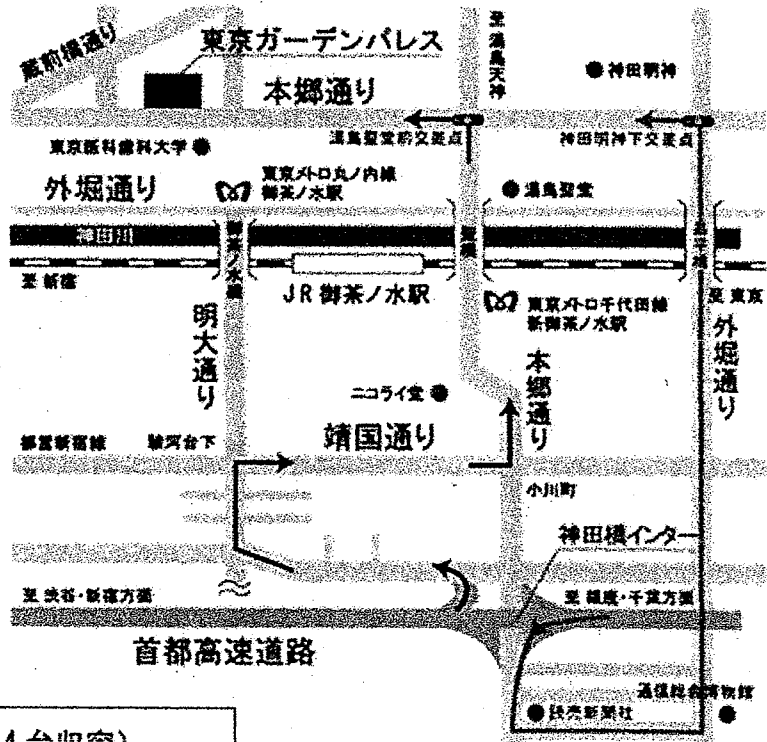
- (1) 日 時 令和2年10月15日(木) 午後2時から午後4時
- (2) 会 場 東京ガーデンパレス 2F 平安洋室B  
所在地：東京都文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス  
TEL03-3813-6211(代表)

13 大会本部 東京ガーデンパレス 所在地：東京都文京区湯島1-7-5  
TEL03-3813-6211(代表)

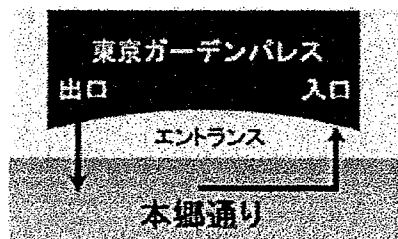
14 会場案内

JR：御茶ノ水駅聖橋口、東京メトロ丸の内線/御茶ノ水駅、/東京メトロ千代田線/御茶ノ水駅  
聖橋口出口方面から聖橋を渡り東京ガーデンパレスまで、徒歩約5分  
車の場合：JR：東京駅/上野駅より車で約10分  
車の場合：自動車道の ICより、 方向に約 km、約15分

15 会場までのアクセス



駐車場ご利用案内(64台収容)



- 駐車料金…30分/¥400
- 宿泊…1泊/¥1000(税込)
- 宴会・会議…3時間無料
- レストラン…2時間無料

令和2年度 第65回関東中学校保健体育研究協議会東京大会予算書(案)

(単位 円)

1. 収入の部

項 目	予算額	内 訳
東京都教育委員会	250,000	補助金
関東中学校体育連盟	500,000	補助金
東京都中学校体育連盟	500,000	補助金
大会参加費	2,250,000	5,000円×450人
その他	600,000	広告・協賛金など
合 計	4,100,000	

2. 支出の部

項 目	予算額	内 訳
報償費	340,000	特別講演講師謝礼 300,000
		指導助言者謝礼 5,000円×8名 40,000
旅費・宿泊費	318,000	役員宿泊費 10,000円×20名 200,000
		実行委員旅費 380円×100名 38,000
		講師旅費 20,000
		実行委員会・部会・事務局会旅費 600円×100名 60,000
研究費	100,000	研究委員会研究費 100,000
消耗品費	499,000	縦看板 30,000円×1台 30,000
		横看板 50,000円×1台 50,000
		演 題 12,000円×2枚 24,000
		胸花・IDカード 100,000
		生花(全体会演題上・受付) 45,000
		事務用品 50,000
		記念品 2,000円×100枚 200,000
印刷製本費	1,360,800	大会要項 22円×3000部 66,000
		研究紀要 770円×800冊 616,000
		運営要項 460円×800部 368,000
		封筒・書類袋 100円×700部 70,000
		写真現像・プリント 20,000
		報告書 460円×480部 220,800
会議費	35,000	実行委員会 10,000円×2回 20,000
		部会 10,000円×1回 10,000
		事務局会 5,000円×1回 5,000
食料費	125,000	来賓・指導助言者・役員昼食 1,150円×100名 115,000
		接待湯茶・菓子 10,000
借損料	1,220,000	全体会・分科会会場費 1,000,000
		プロジェクター・スクリーン・ビデオ・マイク等借用 220,000
通信費	100,000	はがき・切手・郵送代・手数料 100,000
雑費	2,200	
合 計	4,100,000	



# 平成 31 年度・令和元年度 東京都中学校体育連盟規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本連盟は東京都中学校体育連盟と称する。

第 2 条 本連盟の事務局は会長の指定する所に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本連盟は、都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。

第 4 条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 中学校体育・スポーツ活動の調査・研究。
2. 中学生の各運動競技大会の開催と研究大会の開催。
3. その他本連盟の目的達成に必要な事項。

## 第 3 章 組 織

第 5 条 本連盟は都内中学校単位の加盟と競技専門部の登録を得て組織する。

第 6 条 本連盟に次の委員会と競技専門部を置く。

1. 委員会 総務（広報）・会計・研究・競技
2. 競技専門部 競技委員会に次の専門部を置く。
  - 1 陸上競技部
  - 2 体操部
  - 3 野球部
  - 4 バスケットボール部
  - 5 バレーボール部
  - 6 ソフトテニス部
  - 7 卓球部
  - 8 ハンドボール部
  - 9 サッカー部
  - 10 水泳部
  - 11 ソフトボール部
  - 12 ダンス部
  - 13 柔道部
  - 14 剣道部
  - 15 バドミントン部
  - 16 相撲部
  - 17 新体操部
  - 18 スキー部
  - 19 スケート部
  - 20 テニス部
  - 21 ラグビーフットボール部

第 7 条 本連盟は各区市郡島に支部を置く。

1. 各支部を次のブロックに編成する。
  - 第 1 ブロック ・千代田・港・品川・大田
  - 第 2 ブロック ・新宿・目黒・世田谷・渋谷
  - 第 3 ブロック ・中野・杉並・練馬
  - 第 4 ブロック ・文京・豊島・北・板橋
  - 第 5 ブロック ・中央・台東・荒川・足立
  - 第 6 ブロック ・墨田・江東・葛飾・江戸川
  - 第 7 ブロック ・八王子・町田・日野・多摩・稲城
  - 第 8 ブロック ・青梅・福生・あきる野・羽村・西多摩
  - 第 9 ブロック ・武蔵野・三鷹・府中・調布・狛江
  - 第 10 ブロック ・立川・昭島・小金井・小平・国分寺・国立
  - 第 11 ブロック ・東村山・西東京・清瀬・東久留米・武蔵村山・東大和
  - 第 12 ブロック ・大島・新島・三宅島・八丈島・小笠原

## 第 4 章 役 員・理 事

第 8 条 本連盟に、次の役員・理事・専門委員を置く。

1. 本連盟に、次の役員を置く。
  1. 会長 1 名
  2. 副会長 若干名
  3. 理事長 1 名
  4. 副理事長 若干名
  5. 事務局員
2. 本連盟に、次の理事等を置く。
  1. 常任理事
  2. ブロック長
  3. 支部長
  4. 顧問（若干名）
  5. 会計監査（2 名）

6. 各委員長・副委員長・委員 7. 各競技専門部 顧問・部長・副部長

第9条 役員・理事等は次の方法で選出する。

1. 会長は役員選考委員会で推薦し、理事会で承認する。
2. 副会長、理事長、副理事長は、役員選考委員会で選出し、会長に推薦し、会長が指名する。
3. 常任理事は、理事会の推薦による。
4. 各委員会の委員長・副委員長は常任理事会で推薦し、理事会で承認する。
5. 支部長は、各支部において選出する。
6. ブロック長は、各ブロックの支部長から選出し、幹事1名を互選する。
7. 顧問は、理事会の推薦により会長が指名する。
8. 理事は、各支部において選出する支部理事1名及び各委員会の委員長・副委員長・委員、各競技専門部長と会長推薦者とする。
9. 各競技専門部顧問は各競技専門部の推薦による中学校長で、会長が委嘱する。
10. 各競技専門部の部長・副部長は、各競技専門部の専門委員会において選出し、会長が委嘱する。
11. 各競技専門部の専門委員は、各支部において2名以内選出する。
12. 会計監査は、会長が推薦し、理事会で承認する。

第10条 役員・理事等の任期は、各2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠によって就任した役員等の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員・理事等の任務

1. 会長は連盟を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。また、それぞれ各委員会と各競技専門部を担当し総括する。
3. 理事長は、この連盟の会務を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、それぞれ各委員会と各競技専門部の会務を執行する。
5. 顧問はこの連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。
6. 支部長は支部の会務を総括するとともに、本部との連絡にあたる。
7. ブロック長はブロックを代表し、会務を総括する。また、本部及び各支部との連絡にあたる。
8. 常任理事は会務庶務を担当し、緊急要務を処理する。
9. 理事は会長及び会計監査の承認と重要事項について審議し、会務を処理する。
10. 各競技専門部長は部を総括する。
11. 各競技専門部の専門委員は部務を掌る。

## 第5章 会 議

第12条 本連盟の会議は、役員会、常任理事会、理事会、ブロック長会、支部長会、競技専門部長会、各委員会、各競技専門部会等とする。

第13条 会議は次のように構成する。

1. 役員会は、顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局員とする。
2. 常任理事会は、顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、ブロック長、事務局員、総務（広報）・会計・研究・競技の各委員長、各競技専門部長及び常任理事とする。
3. 理事会は、理事及び常任理事会を構成する者とする。
4. ブロック長会は、顧問、会長、副会長、理事長、ブロック長、事務局員とする。
5. 支部長会は、役員、支部長とする。
6. 総合体育大会実行委員会は、常任理事会に準じ、必要に応じて各委員会副委員長を含むこととする。

第14条 会議は会長が召集する。

第15条 各会議は、次の事項の審議決定や会務等の執行に当たる。

1. 役員会は原則として年3回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の役員会を開催することができる。役員会では本会の運営及び事業に関する企画、連絡、調整に当たる。
2. 常任理事会は原則として年4回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の常任理事会を開催することができる。常任理事会では理事会の専決事項を除いた重要事項について審議決

定する。

3. 理事会は原則として年4回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の理事会を開催することができる。理事会では次の事項について審議決定する。また、会長及び会計監査の承認と本会の運営及び事業についての企画立案並びに会務の執行に当たる。
  - ア. 会長、常任理事、各委員長・副委員長、会計監査の承認。
  - イ. 会務報告及び予算、決算の承認。
  - ウ. 規約、大会実施要項等の承認。
  - エ. その他の重要な事項。
4. 支部長会は原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の支部長会を開催することができる。支部長会では次の事項について確認する。
  - ア. 役員、理事等の確認。
  - イ. 会務報告及び予算、決算の確認。
  - ウ. 規約、大会実施要項等の確認。
  - エ. その他の重要な事項の確認。
5. ブロック長会は、原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時のブロック長会を開催することができる。ブロック長会では次の事項について取り組む。
  - ア. ブロック大会の運営。
  - イ. 研究活動の推進と人材育成。
  - ウ. 組織力の強化。
6. 都総合体育大会実行委員会は、原則として年3回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の都総合体育大会実行委員会を開催することができる。会の構成は、常任理事会に準じ、大会の企画立案並びに実施にあたる。
7. 各委員会及び各競技専門部会は本連盟の事業を遂行するために、必要に応じて委員会及び競技専門部会を開催する。

## 第6章 会 計

第16条 本連盟の経費は、加盟費・協賛金・その他の収入で支弁する。

第17条 本連盟の加盟校は、本部加盟費及び競技専門部登録費として所定の金額を納付する。ただし、金額は理事会で承認を受け、決定する。(本部加盟費 9,000円、各競技専門部登録費 4,650円)

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第19条 本連盟の予算は年度最初の理事会、決算は年度終了後に理事会の承認を得るものとする。

## 第7章 事 務 局

第20条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

第21条 事務局に関する規定は別に定める。

## 付 則

第22条 本規約は、常任理事会の発議により、理事会の承認を得るものとする。

第23条 本規約は、昭和22年10月1日より実施する。

第16次改定は昭和61年4月1日より実施する。

第17次改定は平成2年4月1日より実施する。

第18次改定は平成3年4月1日より実施する。

第19次改定は平成5年4月1日より第8条の8、第9条の6をのぞき実施する。

平成6年4月1日より第8条の8、第9条の6を実施する。

第20次改定は平成6年5月17日より実施する。

第21次改定は平成8年4月1日より実施する。第16条(加盟費を実施する)

第22次改定は平成11年4月1日より実施する。

第23次改定は平成17年4月1日より実施する。

第24次改定は平成21年4月1日より実施する。  
第25次改訂は平成22年4月1日より実施する。  
第26次改訂は平成28年4月1日より実施する。  
第27次改訂は平成31年4月1日より実施する。

令和元年度 東京都中学校体育連盟 役員

No	役 職	氏 名
1	顧 問	新宮領 毅
2	顧 問	海老原 昌巳

1	会 長	平本 浩実
---	-----	-------

1	副 会 長	佐藤 豊
2	副 会 長	牧野 英一
3	副 会 長	市川 昌彦
4	副 会 長	大塚 洋一
5	副 会 長	金子 哲朗
6	副 会 長	片倉 元次

1	副 会 長 理 事 長	佐藤 浩
---	----------------	------

1	副 理 事 長	竹之内 勝
2	副 理 事 長	小川 高弘
3	副 理 事 長	小野 隆一
4	副 理 事 長	田野倉 教泰
5	副 理 事 長	萩原 聡明
6	副 理 事 長	木曾 和也
7	副 理 事 長	千葉 貴
8	副 理 事 長	山崎 二郎
9	副 理 事 長	高橋 幸男
10	副 理 事 長	平山 公紀

1	常 任 理 事	中田 和直
2	常 任 理 事	大塚 洋一
3	常 任 理 事	児島 泰彦
4	常 任 理 事	本郷 光一
5	常 任 理 事	須藤 喜和
6	常 任 理 事	湯本 敬三
7	常 任 理 事	薄井 忍
8	常 任 理 事	金子 真吾
9	常 任 理 事	高橋 剛三
10	常 任 理 事	塩原 真一
11	常 任 理 事	小川 高弘

1	総務委員長	千葉 貴
2	総務副委員長	木曾 和也
3	総務 委員	藤井 一朗
4		残間 義満
5		小澤 俊介
6		小林 寿典
7	広報担当総務	田野倉 教泰
8	HP担当総務	佐藤 豊

1	会計委員長	萩原 聡明
2	会計副委員長	水町 周義

1	競技委員長	小沼 和徳
2	競技副委員長	菅原 芳雄

1	研究委員長	平山 公紀	
2	研究副委員長	児玉 聡	
3	研究副委員長	兼平 誠	
4	研究 委員	佐藤 隆史	
5		中村 万寿生	
6		猪熊 英喜	
7		藤田 妙子	
8		水戸 大介	
9		五十嵐 夕介	
10		遠藤 尚孝	
11		貝沼 大輝	
12		岡本 和隆	
13		荒木 俊介	
14		小高 久登	
15		田村 美嘉	
16		中川 明彦	
17		高橋 健太郎	
18		井上 陽子	
19		河東 大	

1	会計 監査	関 勝志
2	会計 監査	佐藤 幸浩

1	事務局長	佐藤 俊治
2	事務局次長	関口 政利
3	事務局員	田本 登喜雄